

「定額制+α」 会員規約

第1条（規約の適用）

1. 株式会社アルファコーポレーション（以下「当社」といいます。）は「定額制+α」会員規約（以下「本規約」といいます。）を定め、これにより、「定額制+α」（以下、「本システム」といいます。）を提供します。
2. 当社が提供する本システムのうち、第3条各号で定める保証サービスについては、本規約とは別に保証サービスの運用に関するルール（以下、「運用ルール」といいます。）を定めることができるものとし、運用ルールと本規約との間に抵触が生じた場合は、運用ルールが優先して適用されます。

第2条（定義）

1. この規約において使用する語句をつぎのとおり定義するものとします。

対象製品 : 本システムへの入会と同時に加盟店から提供されるアルファコーポレーション社製
 オルソケラトロジーレンズ（角膜矯正用コンタクトレンズ）

会員 : この規約を承認のうえ、当社に対して、本システムへの入会を申し込まれ、当社が入会
 を承認した方（法人、団体等は含みません。）

加盟店 : 当社が本システムの提供を委託する販売店

帰属加盟店 : 会員が本システムへの入会手続きを行った販売店

提携眼科 : 加盟店が提携する、システム提供に必要な検査・処方を行う眼科

第3条（保証サービス）

1. 当社が会員に対して提供する保証サービス（以下、「本サービス」とします）は、次の通りとします。
 - ① 1 か月間キャンセル保証：入会申し込み日から1 か月以内であれば、本システムへの加入契約をキャンセルできます。
 - ② 対象製品リニューアルサービス
 - ③ 対象製品破損、汚損時の保証サービス
 - ④ 視力変更時の規格変更サービス
 - ⑤ 対象製品紛失時の再製作（会員負担あり）
 - ⑥ 対象製品のスペア制作（会員負担あり）
2. 会員が本条1項第1号から4号までに規定する本サービスを受ける場合は、現在使用している対象製品を返却する必要があります。本条1項第6号の対象製品のスペアについては、本条1項第2号から4号までの本サービスの適用外とします。

第4条（本システムの取り扱い）

1. 本システムへの入会申し込みの受付は、加盟店でのみ取り扱われます。又、本システムの提供も、加盟店でのみ取り扱われます。会員は、帰属加盟店のみで本サービスの提供を求めることが出来ます。
2. 対象製品は、近視矯正治療を目的とした製品であり、加盟店の提携眼科専門医の処方、管理、指導のもとでの使用が義務付けられます。
3. 会員が本サービスの提供を受けるには、加盟店の提携眼科専門医の検査、処方を必要とするものとし

ます。眼科専門医による検査、処方を受けていない場合や眼科専門医の指示に従った適切な対象製品の使用をしていないと当社が判断する場合、会員は、本サービスの提供を当社、帰属加盟店に求めることはできません。なお、眼科専門医の検査、処方に係る医療費は、会員が負担しなければなりません。

4. 対象製品の使用、及び本サービスの提供は、帰属加盟店の提携眼科専門医の指導、管理のもとでのみ可能です。従って、会員が本システムを退会し治療を中止する場合、または当社が第18条により加入契約を解除した場合は、対象製品を当社に返却しなければなりません。
5. 帰属加盟店が提携する眼科専門医が診療を辞めた場合、及び帰属加盟店による本サービスの提供継続が困難となった場合、当社は、対象となる会員（以下、「当該会員」といいます。）に対し、別の加盟店の紹介を行います。ただし、別の加盟店の紹介が困難であると当社が判断した場合、当社は、当該会員への本サービスの提供を、当該会員の承諾の有無にかかわらず終了させることができます。
6. 本システムのうち、第3条第1項2号から6号に規定する本サービスについて、当社の製造上の事由等により、本システム入会後に会員に提供される対象製品の提供が困難となった場合、当社は、本サービスの提供を終了することができます。
7. 本システムにもとづく会費等の支払いについてはクレジットカードのみとし、会員は、本システムへの入会申し込み時に会員が指定したクレジットカード（以下「登録クレジットカード」といいます。）にて支払うことを異議なく承諾するものとします。

第5条（本システムへの入会申し込み）

1. 本システムへの入会を申し込む方（以下「申込者」といいます。）は、本規約を承認のうえ、当社指定のオンラインシステムから必要事項全ての入力完了をもって、本システムへの入会申し込みを行うものとします。ただし、当社が承認した場合には、当社が承認する他の方法で申し込みを行うことができるものとします。
2. 未成年者が入会を申し込む場合、保護者（親権者）の同意を得て申し込まなければなりません。この場合、保護者（親権者）はこの規約及び利用規定に基づく責任を申込者本人と共に負います。

第6条（会員登録）

1. 申込者と当社間の本システムへの加入契約は、当社が前条に定める申込者の申し込みを承諾したときに成立します。加入契約の成立後、申込者は、本システムの会員として次項の定めに従い、会員として登録されます。
2. 会員申込の締日は、月1回毎月末日とし、当月1日から当月末日までの間に前項により申し込みを承諾された申込者の会員登録日は、翌月1日とします。
3. 当社は、前項の会員登録日にかかわらず、加入契約の成立した方に対して、速やかに本サービスの提供を開始します。
4. 会員の会員資格は、第4条第5項及び第13条ただし書に定める場合を除き、第7条の会費ならびに第3条第1項第5号及び第6号に定める本サービスの提供に伴う代金をお支払い頂いている限りにおいて継続されます。なお、会員は、原則として会員登録日から1年間は、本システムを退会できません。ただし、第3条第1項第1号が適用される場合は、この限りではありません。
5. つぎのいずれかに該当する方には、お申し込みを受けられない場合があります。
 - ① 過去に本システム又は当社が提供したサービス等を不正に利用したと当社が判断する方

- ② 法律上財産の処分権に制限を受けている方
 - ③ その他、当社の内規により、会員と認めることが適当ではないと当社が判断する方
6. 各都道府県において制定されている暴力団排除条例の規制対象者（以下「反社会的勢力」という）に該当する方及び反社会的勢力と密接な関係を有する方の入会はできません。

第7条（会費）

1. 本システムの会費は、別に定めるとおりとします。会員は、会員登録日から会員期間中、会費及びこれに課される消費税及び地方消費税（以下「消費税等」といいます。）を加算した額を当社に支払うものとします。
2. なお、月の途中で退会、解除、又は加入契約が終了した場合でも、会費の日割計算、返金はいたしません。

第8条（会費の支払方法）

1. 入会申し込み日の翌月1日に、当社が登録クレジットカードに初回会費の決済処理を行うこととします。2回目以降は、毎月1日に会費の決済処理を行うこととし、会員は登録クレジットカード会社の指定する日を支払日として、会員期間中継続して、前条に定める会費を支払うものとします。

第9条（月会費以外の代金支払方法）

1. 第3条第2項第5号及び第6号記載の本サービスを受ける場合等、第8条規定の会費以外に支払いを伴うサービスを受ける場合は、帰属加盟店で申込行為（当社指定のオンラインシステムへの入力、及びクレジットカードによる決済）を行うものとし、本契約の会員番号の照合確認によって契約が成立するものとします。

第10条（遅延損害金）

1. 会員は、本システムへの入会に伴い発生する支払いにつき、支払期日にこれを支払わない場合、支払期日の翌日から支払日に至るまで、年14.6%の割合による遅延損害金を支払うべき代金等とは別に当社に支払うものとします。

第11条（公租公課）

1. 会員は、名義のいかんにかかわらず、本システムの提供、その他契約の締結及び履行等にかかわる一切の公租公課（各種税金等）を負担するものとします。

第12条（費用等の負担）

1. 会員は、以下のいずれかに該当する場合、かかる支払いに関する手数料等を負担することとします。
 - ① 支払いを怠ったことにより、第4条第7項に定める方法以外で後から支払いをする場合
 - ② 支払いがなかった会費について、第8条第1項の定めにより、その翌月の支払い日に前月会費と当月会費をまとめて支払いをする場合
2. 会員は、会員の都合により当社から集金のため訪問を受けた場合、訪問1回につき金1,000円を、発生の都度当社に支払わなければなりません。

第 13 条（有効期間）

1. 会員資格の有効期間は、加入契約成立日から、退会の時までとします。ただし、当社が本システムの運営継続が困難と判断したうえで 1 年の予告期間を定めて会員に通知した場合は同予告期間の経過をもって、また当社が本システムの運営終了を決定した当該当社事業年度分の会費として既に会員から受領した会費の全額を会員に返還した場合は当社が返還を確認した時をもって、会員資格の有効期間は終了します。

第 14 条（変更届け）

1. 会員は、その住所、氏名、自宅電話番号等に変更が生じた場合、速やかに、帰属加盟店に申し出なければなりません。申し出のない場合において、当社からの通知が、会員に到達しないときは、通常到達すべきときに到達したものとみなします。ただし、変更の届け出を行わなかったことについてやむを得ない事情があると当社が判断した時は、この限りではありません。
2. 会員は、登録クレジットカードの変更が生じた場合、速やかに当社に申し出なければなりません。登録クレジットカードの変更により、期限までに支払いが困難となる場合は、当社の承認を得たうえで、他の支払方法に変更することができます。
3. 当社は、会員に対し、当社が必要と認めたときにはいつでも、第 1・2 項の定める届出事項について確認を求めることができます。この場合、会員は速やかにその確認に応じなければなりません。

第 15 条（退会）

1. 会員は、第 6 条第 4 項に定める場合を除き、いつでも退会することができるものとします。この場合、退会の締め日は月 1 回、毎月 25 日とし、会員は加盟店に申し出、所定の退会届を提出するものとします。なお、25 日までに届出た場合、退会日はその月の末日とし、26 日から末日に届出た場合は、翌月の末日が退会日となります。会員が退会の申し出をしなかった場合は、第 18 条による加入契約解除の場合を除き、本契約は自動継続されます。
2. 会員登録日から 1 年以内に退会され、又は当社が第 18 条により加入契約を解除した場合は、当社所定の解約金（12 ヶ月分の会費から支払い済みの会費を控除して算出した額）及びこれに課される消費税等を加算した額を当社が指定する方法に従いお支払い頂きます。ただし、当該退会の事由が、やむを得ない事情によるもの他、当社が別段の判断をした場合には、この限りではありません。

第 16 条（個人情報）

1. 会員は、本システムの提供・会員管理を行うため、当社がその個人情報につき必要な保護措置を行った上で以下の通り取り扱うことに同意するものとします。
 - ①当社は、会員が入会申し込みの際にオンラインシステムから入力した個人情報を取得・保有します。
 - ②当社は、会員より取得した又は第三者から適正に提供された会員の連絡先に、契約内容の確認及び月会費等のお支払いについてのご案内を含む本システムの提供・会員管理に関する連絡を郵便、電話、電子メールなどの方法で行います。なお、「ご本人であることの確認」のため、公的・私的証明書類を提示・提出いただく場合があります。
 - ③当社は、条項 1 号記載の利用目的のほか、当社の事業において取り扱う商品・キャンペーン・サービス等に関する情報のご提供や、本システムを利用した企画のご紹介・ご提案、これらに関するお知らせ、本システムに関するご意見やご感想の提供、アンケートのお願い等の目的で利用させてい

たきます。ただし、会員はいつでも当社に対しこれらの目的での利用の中止をご請求いただくことが出来ます。

- ④当社は、会員が入会の申し込みに必要な事項の入力を希望しない場合ならびに当社が定める個人情報の取り扱いについて承諾できない場合は、入会を断ることや加入契約の解除の手続きをとることがあります。
- ⑤当社は、本システムの提供・会員管理のため、加盟店及び加盟店が提携する眼科に会員の個人情報を提供いたします。
- ⑥当社は、法令等の規定にもとづき、司法機関、行政機関その他の公的機関から要請された場合には、登録された会員の個人情報を当該機関に開示・提供いたします。この場合、会員に生じた不利益について当社は責任を負わないものとします。

第 17 条（会員資格の一時停止）

会員が、会費等の支払遅延、その他この規約又は利用規程に違反した場合、当社は、当該問題事由が解消されるまでの間、一時的に会員に対する本システムの提供を停止することができるものとします。この場合、当社は、本システムの提供を停止により会員に生じた不利益について一切の責を負いません。

第 18 条（解除）

- 1. 当社は、会員がつぎの事由の一つにでも該当したときは、本契約を直ちに解除できるものとします。解除後は、会員は本システムにもとづく一切の本サービスを受けられません。また当社は、本契約解除に伴い、第 16 条第 2 項に定める解約金、遅延となっている会費等の代金及びかかる支払いに関する手数料等を会員に直ちに請求でき、会員は未払分の支払いを免れることができません。
 - ①第 17 条の支払遅延、規約違反等につき、当社の催告をうけてもその是正に応じないとき
 - ② 小切手を不渡りとし、又は支払いを停止したとき
 - ③ 破産の申立てをしたとき、又はされたとき
 - ④ 別掲の「個人情報の利用等に関する同意事項」第 6 条の、会員が入会の申し込みに必要な事項の記載を希望しない場合又は上記同意事項に定める個人情報の取り扱いについて承諾できない場合
 - ⑤ 会員が反社会的勢力に該当すると判明したとき及び会員が反社会的勢力と密接な関係を有すると判明したとき
 - ⑥ その他、会員として適当ではないと当社が判断したとき
- 2. 会員がつぎの事由に該当したときは、当社の判断により本契約を解除できます。
 - ① 一定期間以上、本システムの提供を受けておらず、且つ住所不明となり当社からの通知（書簡、電話等）が会員に到達しないとき
 - ② その他、第 1 号に準ずる状況が生じたとき

第 19 条（本システムの変更・停止）

- 1. 当社は、会員への事前通知を行わずに本システムの内容の変更、または本システムの停止もしくは中止をすることがあります。この変更、停止、中止等については、当社が合理的と判断する手段を通じて発表するものとします。

第 20 条（本システム提供の一時的な中断）

1. 当社は、下記に該当する場合には、会員に事前に通知することなく一時的に本プランを中断する場合があります。また、当社は以下の事由により本システムの提供の中断等が発生した場合は、これに起因する会員又は第三者が被った損害について一切の責任を負いません。
 - ①天変地変により本システムの提供ができなくなった場合
 - ②戦争、暴動、騒乱その他不測の事態により本システムの提供ができなくなった場合
 - ③その他、当社が本システムの一時的な中断を必要と判断した場合

第 21 条（本システムの廃止）

1. 当社は、業務上の都合により、会員に対して提供している本システムの全部または一部を廃止することがあります。
2. 当社は、前項において定める本システムの廃止を行う場合には、第 16 条第 1 項第 2 号に定める方法に則り、会員に通知いたします。
3. 当社は、本システムの廃止により会員に生じた損害について、一切の責任を負いません

第 22 条（損害賠償）

1. 会員は、本システムの利用にあたり、当社又は第三者に対して損害を与えた場合（会員が本規約等上の義務を履行しないことにより第三者又は当社が損害を被った場合を含みます）には、自己の責任と費用をもって当該損害を賠償するものとします。
2. 本システムの利用に関連して会員が被った損害につき、当社の責めに帰すべき事由による責任を負う場合には、当社は、会員が現実が発生した直接かつ通常の損害に限り、これを賠償する責任を負うものとし、特別な事情から生じた損害については責任を負いません。
3. 前項に基づき賠償責任を負う場合であっても、当社が金銭的賠償に代えて本システム内での補償その他の措置をとることができます。

第 23 条（規約の変更）

1. 当社は、会員宛メールまたは郵送にて変更後の本規約の内容を周知することにより、いつでも本規約の内容を変更することができるものとし、変更後の本規約の内容が適用されるものとします。

第 24 条（合意管轄）

1. 本規約の準拠法は日本法とします。
2. 当社が提供する本プランに関連して会員と当社の間で紛争が生じた場合は、名古屋地方裁判所または名古屋簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上

「定額制＋α」会員規約：2020 年 4 月 1 日